

# 飼育動物診療施設の開設届

年 月 日

鳥取県知事 様

住 所  
氏 名

飼育動物診療施設を開設しましたので、獣医療法第3条の規定により下記のとおり届出します。

## 記

- 1 開設者の氏名及び住所並びに開設者が獣医師である場合にあつてはその旨
- 2 診療施設の名称
- 3 開設の場所
- 4 開設の年月日  
年 月 日
- 5 診療施設の構造設備の概要及び平面図  
別紙のとおり
- 6 診療の用に供するエックス線の発生装置の概要  
別紙のとおり
- 7 管理者の氏名及び住所（開設者が獣医師であつて診療施設を管理しているときはその旨）
- 8 診療の業務を行う獣医師の氏名
- 9 診療の業務の種類  
産業動物 ・ 小動物 ・ その他（ ）
- 10 開設者が法人である場合にあつては、定款
- 11 その他

## 飼育動物診療施設開設届の記入上の注意

### 1 届出者の住所・氏名

届出者が個人の場合は居住している住所・氏名。届出者が法人の場合は主たる事務所の所在地・法人の名称、代表者氏名。

### 2 開設者の氏名・住所

開設者が個人の場合は居住している住所・氏名。開設者が法人の場合は主たる事務所の所在地・法人の名称（代表者の氏名はここでは不要）。「株式会社 ○△動物病院 代表取締役」  
開設者が獣医師の場合はその旨を記載。例）鳥取太郎（獣医師）

### 3 診療施設の名称及び場所

診療施設の名称及び開設した場所を記入。マンション・アパート等のビルで開設した場合にはビルの名称、階層を記入。往診診療者等の場合は自宅を記入。

### 4 開設の年月日

開設した日を記入。往診診療者等の場合は業務を開始した年月日を記入。

### 5 診療施設の構造設備の概要及び平面図

別紙「診療施設の構造設備の概要」を添付。診療施設の平面図は、受付、診察室、X線室、手術室、入院室等を記入した図面を添付。往診診療者等の場合は該当があれば記入。該当がない場合は「該当なし」と記入。

### 6 診療の用に供するエックス線の発生装置の概要

別紙「診療用エックス線発生装置の概要」を添付。

### 7 管理者の氏名及び住所（開設者が獣医師であって診療施設を管理しているときはその旨）

管理者は管理する診療施設に通える範囲内に住所地があること。開設者が獣医師であって診療施設を管理している場合はその旨を記入。

### 8 診療の業務を行う獣医師の氏名

研修獣医師等を含む診療に携わるすべての獣医師について記載。

### 9 診療の業務の種類

産業動物：牛、豚、馬、鶏、うずらが主要な診療対象動物である場合。

小動物：犬、猫、小鳥が主要な診療対象動物である場合。

その他：上記以外は（ ）内にフェレット、魚類、爬虫類等、対象動物を記入。

### 10 開設者が法人である場合にあっては、定款

開設者が法人の場合のみ記入し、定款の写しを添付する。ただし国立大学法人の場合は定款が存在しないため添付不要。

### 11 その他

管理者及び診療の業務を行う獣医師全員の免許証の写し〔裏書があれば両面の写し（A4に縮小）〕を添付する。獣医師登録年月日は、裏書があれば裏書の登録年月日を記入。（写しとの照合のため、免許証（原本）の確認を行う。）

獣医療法施行規則第1条第7～11項について該当があれば必要事項を別紙として添付する。